

黒部市立中央小学校 いじめ防止基本方針

教育計画書にある「いじめ防止基本方針」に基づいて、体制の構築や未然防止、早期発見・適切な対応にあたります。

そのために、黒部市教育委員会、黒部市教育センター、及び学校、家庭、地域住民、関係機関、種々のカウンセラーやソーシャルワーカー等が行動連携し、「いじめ見逃し0」に取り組めます。

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

学校や家庭、地域が連携し、「学校事故発生時の指針」、「いじめの防止等のための基本的な方針」、「重大事態発生時のガイドライン」に基づき、いじめの防止や早期発見・適切な対応のための対策を総合的かつ効果的に推進していきます。

令和6年4月

黒部市立中央小学校

目 次

1	いじめに対する基本理念	・・・1
2	いじめの定義	・・・2
3	いじめの防止等に関する基本的な考え方	・・・4
	(1) いじめに関する生徒指導の重層的サポート構造	
	(2) いじめ防止につながる発達支持的生徒指導	
	(3) いじめの未然防止	
	(4) いじめの早期発見	
	(5) いじめへの対処	
	(6) いじめが発覚したときの対応	
	(7) 地域や家庭との連携	
	(8) 関係機関との連携	
4	いじめの認知件数とは	・・・8
	(1) いじめに関する生徒指導の重層的サポート構造	
	(2) いじめ防止につながる発達支持的生徒指導	
5	いじめを許さない学校づくりの推進	・・・9
	(1) いじめの防止等の対策のための組織の設置	
	(2) いじめの未然防止、早期発見・適切な対応の取組	
	(3) 校内研修会の実施	
	(4) 学校いじめ防止基本方針に基づく学校評価の実施	
6	進学・進級の際の学校間・教師間の連携	・・・14
	(1) 進学の場合	
	(2) 進級の場合	
7	重大事態への対処	・・・15
	(1) 重大事態の例	
	(2) 重大事態に係る調査の指針(概要)	
8	黒部市生徒指導対策会議について	・・・23
9	附則	・・・24

1 いじめに対する基本理念

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものです。いじめが繰り返されたり、集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険が生まれることを十分に理解し、対応することが急務です。

いじめは相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」である。

(生徒指導提要R4.12)

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。(いじめ防止対策推進法 第一条)

だからいじめは許されないのである。

いじめを放置して、優れた学校行事や優れた授業などあり得ない。

人間は本来、人を思いやる優しい心をもっています。

その優しい心を表す勇気をもたせましょう。

児童が「多様性を認め、一人一人の人権を大切にする人」に育つように努めましょう。

児童の出すサインを確実に受け止めるために、日頃から教職員と児童生徒、児童生徒相互、教職員相互、保護者と教職員等との間に温かい人間関係をつくることに努めます。

学校での取組

- 温かい人間関係の構築と、居場所のある学級づくり。
- 人権感覚を高め、校内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
- 相談しやすい雰囲気づくり。
- 家庭・地域社会・関係諸機関との連携を深める。
- どんな小さいいじめも初期段階から見過ごさない姿勢で対応。



そのために

- 1 いじめはどの児童も被害者にも加害者にもなり得る問題であることを正しく理解する。
- 2 けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、「いじめではないか」という視点をもって、指導にあたり、いじめに該当するか否かを判断する。
- 3 「いじめ発見ポイント」(富山県いじめ対応ハンドブック参照 R3)に基づいて、児童を観察し、気になる点があれば早急に面談を実施する。
- 4 無記名式アンケートの結果を踏まえつつ、すべての児童を対象に「予断をもたない」で観察したり、対策を講じたりする姿勢を大事にする。
- 5 「この先生は私たち(児童・保護者)の話聞いてくれる。分かってくれる」という人間関係をつくること等、相談体制の充実に努める。

《 学校対応のポイント 》

1 迅速に動く - すべての業務に優先する（その日のうちに） -

(1) その日のうちに報告・謝罪（校長、教頭、生徒指導主事等）

① 発覚した時点で第一報を入れ、心理的事実について謝罪をする。

② 時間をおかずに関係教員を集め、事実を確認する。

必要に応じて児童生徒にも面談し、事実確認を行う。

③ 事実確認後、訪問し、概要説明と正式謝罪を行う。

④ 今後の方針を伝える。その後、経過報告を逐一行う。

心配、不安な気持ちにさせてしまったことへの謝罪を行う。

ずれは休日であっても対応し直す

2 組織を生かす

(1) 教職員全員の共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

(2) 教職員一人一人が、いじめの情報を学校いじめ対策組織に報告・共有する。

(3) 管理職のリーダーシップの下、生徒指導主事などを中心として協働的な指導、相談体制を構築して進める。

(4) 各担当者の報告を受け、各校のいじめ対策組織等において対応策を協議する。

(5) 保護者面談や家庭訪問は、複数で行う。（役割分担）

(6) 必要に応じてSCやSSW、いじめ対策SW等を加え、多角的な視点から対応する。

3 正確な記録と分析 - 可能な限り逐語で記録し、分析する -

(1) アセスメントシートなどを活用して情報や対応方針の「可視化」を図る。

(2) 客観的に事実関係を記録する。

事実と推測、実現可能な要望と実現が難しい要望を整理して分けて考える。

(3) 言葉の解釈は一人一人違うので、要約したものでは判断を間違えることがある。言葉の中にある相手の真意を読み取り、対応を考える。

4 教育委員会との連携

(1) 毎日、状況報告する。記録を累積しておく。

(2) 何を聞かれてもすぐに答えられるよう、関係書類(情報)を整理しておく。

2 いじめの定義 【いじめ防止対策推進法 平成25年～】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【留意点】

- 個々の行為が「いじめ」に該当するか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うことが必要である。
「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童の気持ちを重視することである。
- いじめには多様な態様があることに留意し、いじめに該当するかを判断するにあたっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に必要以上にこだわらないことが必要である。
例えば、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あるので、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織等を活用して行う。（法22条）
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- 一回限りの行為でも深刻な被害感を与えたり、トラウマとなったりするケースがあるので、一度でもいじめと認知する。
- 善の心から行っていることでも、相手が心身の苦痛を感じる場合がある。
（例：チームを強くしたいという願いが一人の子供を追い込む場合がある）
- 加害者が無自覚の心（同和地区等への差別、偏見等）から行っている場合もいじめとなる。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが大切である。
- 軽微と捉えがちな行為が積み重なって重大事態に至ることがあることに配慮する。
- いじめられた児童の立場に立って、いじめに該当すると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。
例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合等は、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。
ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、学校いじめ対策組織等へ情報共有することは必要である。

○ いじめの態様について

いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定H29.3最終改訂）より

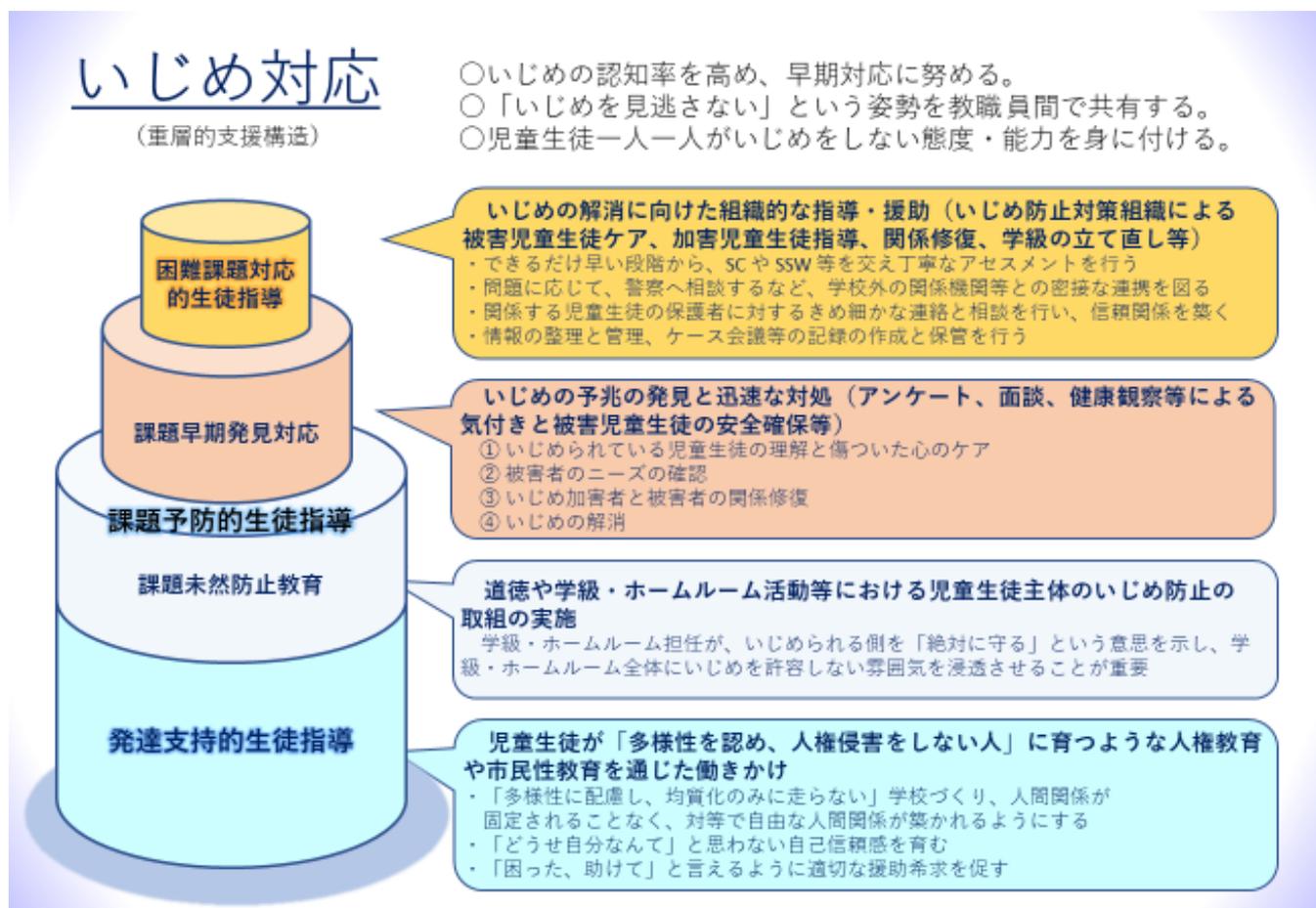
子供たちに「いじめとは下記の行為」であることを具体的に指導し、未然防止、早期発見・適切な対応に力を注ぎます。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめに関する生徒指導の重層的支援構造

生徒指導の4層の支援構造を理解して「未然防止」⇒「早期発見」⇒「適切かつ迅速な対応」という順序での指導にあたる。



「いじめ対応の重層的支援構造」生徒指導提要より

(2) いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

- ① 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学級づくりを目指す
同調圧力が強まらないようにし、「いろいろな人がいた方がよい」と思えるように働きかける。
- ② 児童間で対等で自由な人間関係が築かれるようにする
学力以外の様々な観点から、自分のことを認められ応援してもらっていると感じられるような居場所づくりに努める。
- ③ 「どうせ自分なんて」と思わない自己肯定感を育む
共同の活動を通して、他者から認められ、他者の役になっていると実感する機会を用意する。（異年齢交流、係活動、児童会活動等）
- ④ 「困った、助けて」と言えるような体制づくり
弱音を吐いたり、頼ったりすることができる雰囲気づくりと、それをしっかり受け止めることができる体制を築く。

(3) いじめの未然防止

- ① いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。
- ② 全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行っていく。
- ③ 全ての児童が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる授業づくりや集団づくりなど、「居場所づくり」を進めることが重要である。
- ④ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ⑤ 児童が主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという自己有用感を感じとれる「絆づくり」を進める。
- ⑥ いじめる心理から考える未然防止教育の取組を進める。「いじめはよくない」とほとんどの児童は分かっているはずなのに行ってしまうことに対する指導。
 - ・道徳や学活などでロールプレイを行うなど体験的な学びの機会を用意する。
 - ・いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む必要がある。
 - ・ねたみ、異質な者への嫌悪感情、遊び感覚、金銭を得たい等の内面理解に基づく働きかけを行う。
- ⑦ いじめの構造から「傍観者」が、被害者になることへの回避感情から同調せず「相談者」「仲裁者」に転換するような取組を道徳や学活において行う。
- ⑧ 学校として※特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

※…特に配慮が必要な児童とは、発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、地震等で被災した児童等（困難課題対応的生徒指導）

- ⑨ いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発をしていく。

(4) いじめの早期発見

- ① 全ての大人が連携して組織的に取り組み、児童生徒のささいな変化に気付く力を高め、いじめの早期発見に努める。
- ② いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ③ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- ④ 普段から児童の様子を把握し、児童の表情や学級・ホームルームの雰囲気から違和感に気づき、いじめの兆候を察知する姿勢が求められる。
- ⑤ 定期的なアンケート調査（月1回）や教育相談の実施、タブレットや電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ⑥ 家庭や地域、関係機関と連携し、いじめに気付くネットワークを広げて児童を見守っていく。

(5) いじめへの対処

- ① いじめを把握したら、学校は直ちに被害者保護を最優先し、二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動等）の発生を未然に防ぐため、被害者の心情を理解し、心のケアを行う。
- ② 被害者のニーズを確認し、危機を一緒にしのいでいくという姿勢で、安全な居場所の確保や、加害者、学級全体への指導に関する具体的な支援案を提示し、本人や保護者に選択させることも重要である。
- ③ 加害者とされる児童、いじめを知らせてきた児童、学級等に対しても確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行う。
- ④ 教育委員会への連絡・相談し、事案に応じ、関係機関（医療、福祉、司法など）との連携をしていく。
- ⑤ 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方（初期対応フローチャート、各学校の危機管理マニュアル）について、理解を深めておくことが必要である。また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備をする。
- ⑥ 被害児童及び保護者の同意の基、いじめ加害者と被害者の関係修復を行う。指導の結果を丁寧に伝えるなどの配慮を行っていく。
- ⑦ いじめの解消
「いじめに係る行為が止んでいること」「心身の苦痛を感じていないこと」を本

人や保護者への面談を通じて継続的に確認していく。解消に至ったとしても注意深く見守っていく。

(6) いじめが発覚したときの対応

① 学校及び学校の教職員

基本理念に基づき、保護者、地域、関係機関と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止等の対策に取り組むとともに、当該学校の児童がいじめを受けていると思われるときは、他の業務に優先して、適切かつ迅速に対応する責務がある。

② いじめられている児童に対して

- 自ら訴えてきたことを温かく受け止め、いじめから全力で守ることを約束する。
- いじめられている内容や、つらい思いなどを親身になって聞くことにより安心感をもたせる。
- 本人の活躍を認め励ますことによって、自信や存在感をもたせる。

③ いじめている児童に対して

- いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、まず、いじめをやらせさせる。
- いじめられている児童の気持ちに着目させ、いじめることが相手をどれだけ傷つけ、苦しめていることに気付かせる。
- いじめてしまう気持ちを聞き、心の安定を図り、教師との信頼関係をつくる。
- 当番活動や係活動など、具体的な場でのよい行いを積極的に見付けてほめる。

④ 学級の児童に対して

- 見て見ないふりをすることは、いじめの助長になることに気付かせる。
- いじめを発見したら、教師や友達に知らせて、すぐにやめさせることを徹底する。
- 友達のいいなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。
- 一人一人をかけがえのない存在として尊重し、温かな人間関係を築くとともに安心して生活できるようにする。

⑤ 保護者との面談 一連携強化を図るために一

- 保護者の悩みや気持ちを真摯に受け止め信頼関係を深める。
- 事実を正確に伝え、家庭での対応の仕方、学校との連携について助言する。
- いじめの問題を、児童と保護者との関係を見直す機会とするよう助言する。
- 相談機関等について、積極的に情報提供を行う。
- 状況に応じて、関係諸機関との連携をとるよう働きかけを行う。

(7) 地域や家庭との連携

- ① コミュニティ・スクールの機能を生かしながら、社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校と地域・家庭が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、連携した対策を推進していく。
- ② より多くの大人が、児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する地域ぐるみの体制を構築する。

(8) 関係機関との連携

- ① 学校や教育委員会において、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携をしていく。

例えば「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大に被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる。

（「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）令和5年2月 文部科学省初等中等教育局長）

- ② 警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の、窓口交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておく。

4 いじめの認知件数とは

- いじめか否かを迷うような、いじめの初期段階、あるいはいじめの前段階のものまでも「組織」としての検討の俎上（そじょう）に乗せ、その結果、「いじめ防止対策推進法」上の「いじめ」に当たると判断されたもの全ての数字が「認知件数」である。
- 深刻ないじめへと発展したり重大事案にまで至ったりした（と「認知」した）数字ではない。
- つまり、「認知件数」の報告というのは、不祥事件数の報告ではなく、学校が真摯にいじめに向き合い、丁寧に対応を行った件数の報告である。

◎「認知件数」が多い＝教職員の目が行き届いている証と考えている。

いじめを積極的に認知することで、深刻な状況になる前に早期かつ適切に対応するとともに解消に向けてチーム支援することが可能になると考え、いじめの疑いがあるものや児童や保護者、学校の内外等からにいじめの訴えに関しても積極的に認知する。

5 いじめを許さない学校づくりの推進

(1) いじめの防止等の対策のための組織の設置（学校いじめ対策組織 など）

メンバーは、学校の管理職や生徒指導担当教員、学年主任等、組織的対応の中核として機能するような「複数の教職員」とする。さらに、SCやSSW、警察官経験者等、「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」を可能な限り参画していただき、実効性のある人選を行う。

(2) いじめの未然防止、早期発見・適切な対応の取組

- ① いじめの4層構造に基づく指導を徹底する。（被害者、加害者、観衆、傍観者への指導）
- ② インターネット安全教室、児童生徒・保護者アンケートを実施する。
- ③ i-check を実施（年2回）分析結果から学級や児童生徒の様子を把握する。
- ④ 道徳教育・体験活動、人権教育、情報モラル教育の充実に努める。
- ⑤ 人権意識の高揚に努め、人間関係づくりのためのプログラムを計画的に実施する。
- ⑥ 教育計画書に中央小学校いじめ防止基本方針等を掲載し、全教職員で共通実践する。
- ⑦ 「中央小学校 生徒指導の4機能を生かした授業づくりチェックシート」を活用して、一人一人のよさを伸ばし、児童が授業を通して自己指導能力を身に付けられるように意識する。
- ⑧ 毎月（10日）、全児童にアンケートを実施してSOSを出しやすい環境を整える。

(3) 校内研修会の実施

- ① 市や県のいじめ問題に係る研修会に参加した場合は、校内で還元する。
- ② 学校いじめ防止基本方針の内容の共通理解を図る。
（生徒指導提要、いじめ対応ハンドブック等も活用する）
- ③ 校内でいじめ等に係る事案が発生した場合の事例研修を行う。等

(4) 学校いじめ防止基本方針に基づく学校評価の実施

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。（「いじめ見逃し0を目指す視点シート」を活用し、いじめ防止等の取組に係る達成目標を設定し、学期ごとに達成状況を評価する。また、評価結果を踏まえ、いじめ防止等のための取組の改善を図る）
- ② 入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- ③ 学校いじめ防止基本方針をホームページ等に公表して周知を図り、保護者、地域の意見に耳を傾ける。

※ いじめ見逃し〇を目指すための視点・達成目標・評価の例

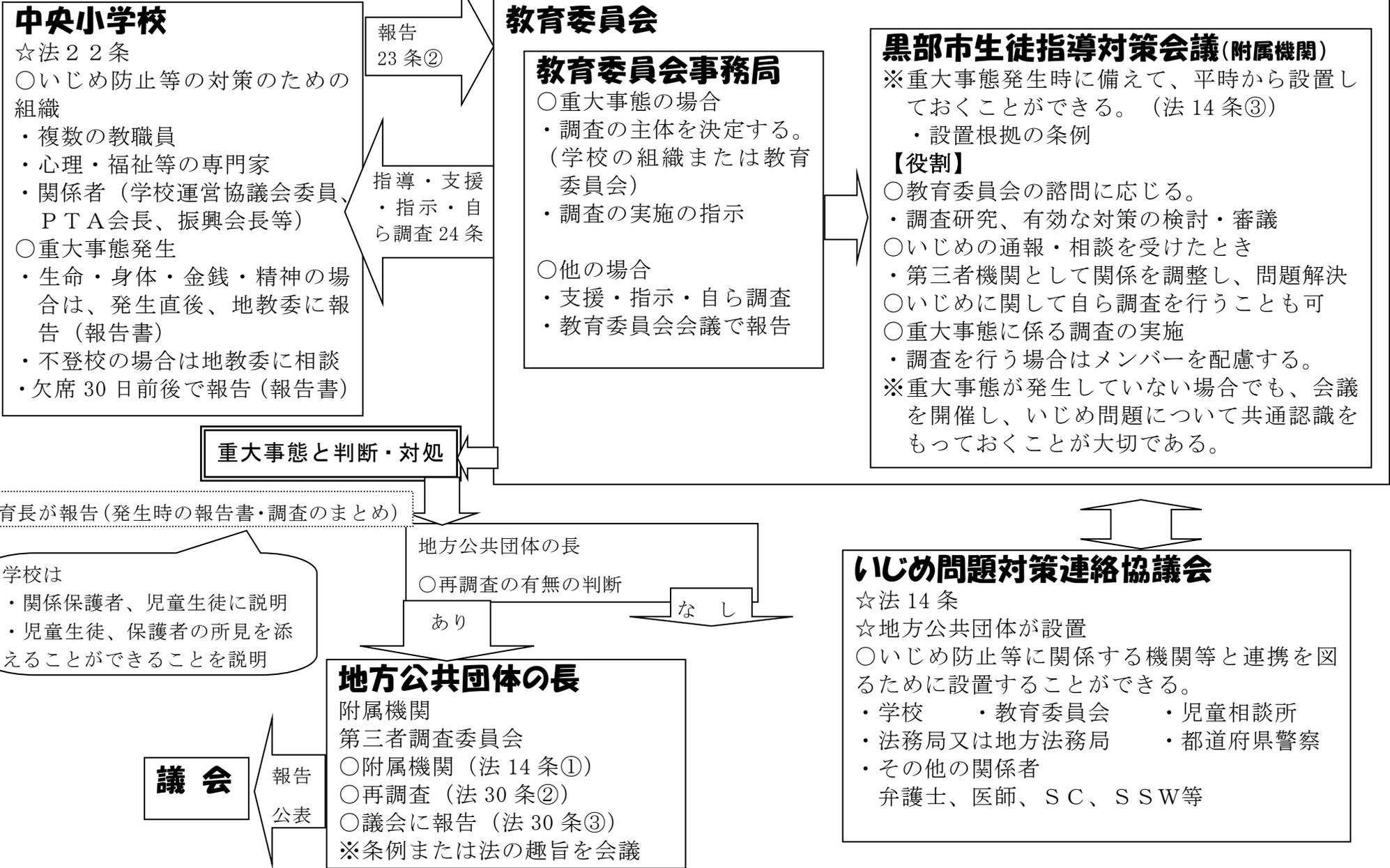
☆☆☆ 学校いじめ防止基本方針に基づいて実施・評価する ☆☆☆

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ・学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、毎学期、学校評価において目標の達成状況を評価する。
- ・評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

○ () 学期		
視点	達成目標（具体的に記載）	評価
いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・全教員が人権意識チェックを学期に1回行い、人権に対する意識を高める。 ・「いじめ見逃し〇の日」（毎月10日）には、いじめは許されない行為であることの指導の徹底を図る。 ・ネットトラブルに巻き込まれないための指導を行う。（警察や関係機関との連携） ・挨拶を大切に、共感的な人間関係の構築につなげる。 ・教員は生徒指導の4機能を生かした授業づくりチェックシートを記入し、授業改善に取り組んでいく。 	
早期発見・事案対処のマニュアルの実行	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡シートを活用し、教員内での報告・連絡・相談・確認の指導体制を整える。 ・休憩時の児童の観察や声かけを積極的に行い、問題の早期発見に努める。 ・問題が発生した場合は適切に聴取や調査を行い、必要に応じてケース会議を開き、迅速に対応する。 ・解消に向けて被害児童、加害児童に対して継続して声かけや行動の観察を行う。 	
定期的・必要に応じたアンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート（児童用）を実施する。 ・生活アンケート（児童用）を毎月10日に実施する。 ・ふれあい週間を設定し、全児童と面談を行う。 	
個人面談・保護者面談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・毎学期、アンケートや児童の観察等を基に面接を実施し、いじめ等の早期発見につなげる。 ・必要に応じてSCやSSWと連携し、面談の機会を設ける。 ・保護者にも相談機関の周知や紹介をする。 	
校内研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・人権に関する校内研修、i-check結果の見方や生かし方、よりよい学級集団づくりの校内研修を行い、教員としての指導力の向上を図る。 ・教員に「生徒指導通信」を配布し、生徒指導に対する意識を高め実践できそうなことを提供する。 ・いじめの認知に対する正しい知識を周知する。 	
日常の児童生徒理解の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・終礼時に児童に関する情報交換を行い、全教員で連携し対応できるようにする。 ・特別支援教育コーディネーターや養護教諭、SC等と連携し、相談体制の充実を努める。 ・家庭に「生徒指導だより」を配布し、学校と家庭が共通理解を図り、より連携を深める。 	
発生時の迅速な対応と情報の共有や組織的な対応【事故発生時の指針を原則とする。】	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめが発生した場合、もしくは疑わしい場合はいじめ防止基本方針を基に中央小学校いじめ対策組織を発足させ、迅速、誠実に組織的に対応する。 ・重大事態が発生した場合は市教育委員会に速やかに報告し、対応を相談する。 	

※学校ごとに毎学期、評価見直しを行う。

【 いじめ問題に係る組織図 】



中央小学校
 ☆法22条
 ○いじめ防止等の対策のための組織

- ・複数の教職員
- ・心理・福祉等の専門家
- ・関係者（学校運営協議会委員、PTA会長、振興会長等）
- 重大事態発生
- ・生命・身体・金銭・精神の場
合は、発生直後、地教委に報
告（報告書）
- ・不登校の場合は地教委に相談
- ・欠席30日前後で報告（報告書）

教育委員会

教育委員会事務局

- 重大事態の場合
 - ・調査の主体を決定する。
(学校の組織または教育
委員会)
 - ・調査の実施の指示
- 他の場合
 - ・支援・指示・自ら調査
 - ・教育委員会会議で報告

黒部市生徒指導対策会議(附属機関)
 ※重大事態発生時に備えて、平時から設置
 しておくことができる。(法14条③)

- ・設置根拠の条例

【役割】

- 教育委員会の諮問に応じる。
- ・調査研究、有効な対策の検討・審議
- いじめの通報・相談を受けたとき
- ・第三者機関として関係を調整し、問題解決
- いじめに関して自ら調査を行うことも可
- 重大事態に係る調査の実施
- ・調査を行う場合はメンバーを配慮する。

※重大事態が発生していない場合でも、会議
 を開催し、いじめ問題について共通認識を
 もっておくことが大切である。

重大事態と判断・対処

教育長が報告(発生時の報告書・調査のまとめ)

学校は

- ・関係保護者、児童生徒に説明
- ・児童生徒、保護者の所見を添
えることができることを説明

地方公共団体の長

- 再調査の有無の判断

あり なし

地方公共団体の長

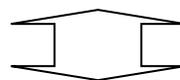
附属機関
 第三者調査委員会

- 附属機関(法14条①)
- 再調査(法30条②)
- 議会に報告(法30条③)

※条例または法の趣旨を会議

議会

- 報告
- 公表



いじめ問題対策連絡協議会

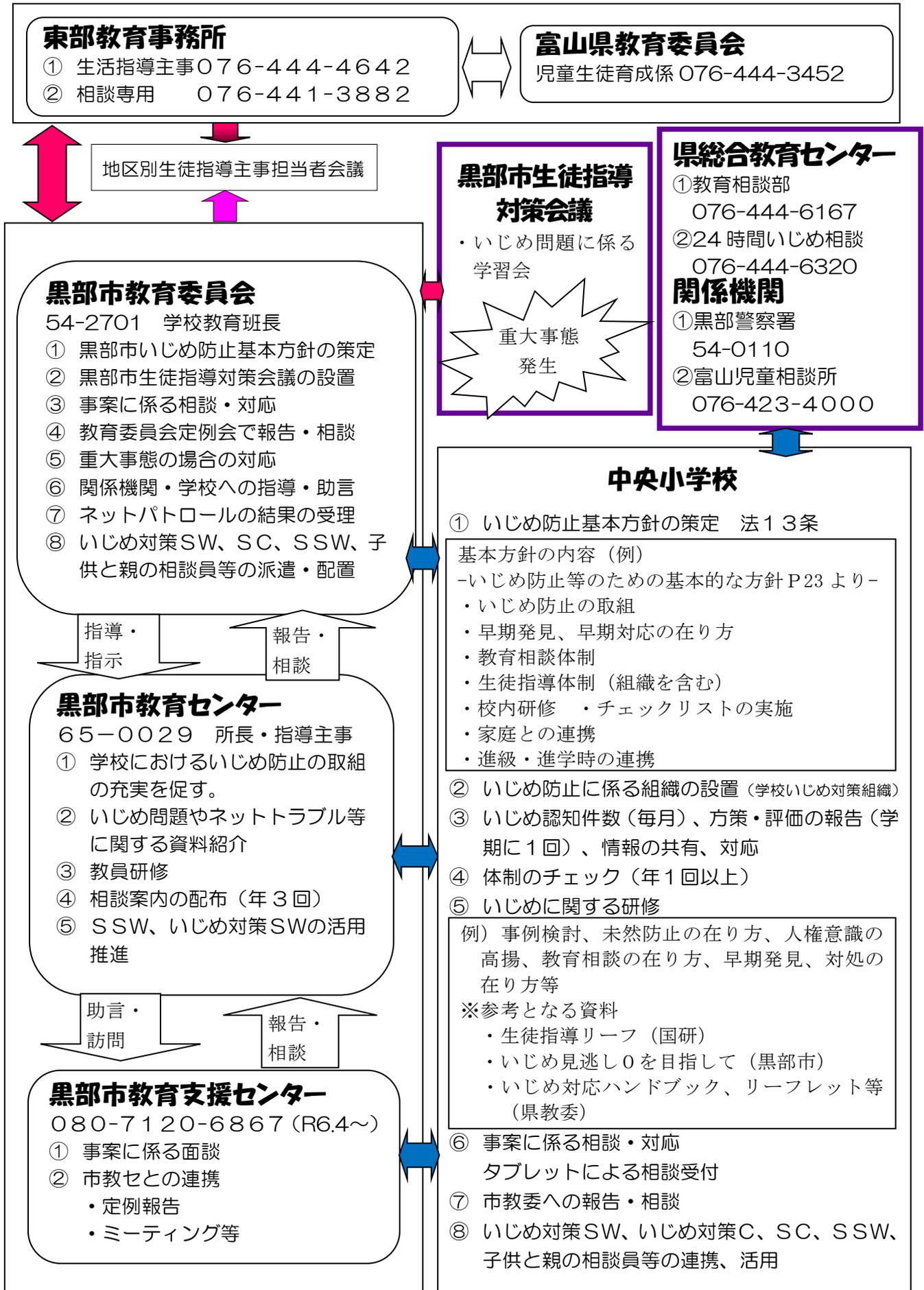
☆法14条
 ☆地方公共団体が設置

○いじめ防止等に関係する機関等と連携を
 図るために設置することができる。

- ・学校
- ・教育委員会
- ・児童相談所
- ・法務局又は地方法務局
- ・都道府県警察
- ・その他の関係者

弁護士、医師、SC、SSW等

☆ いじめ防止における取組図



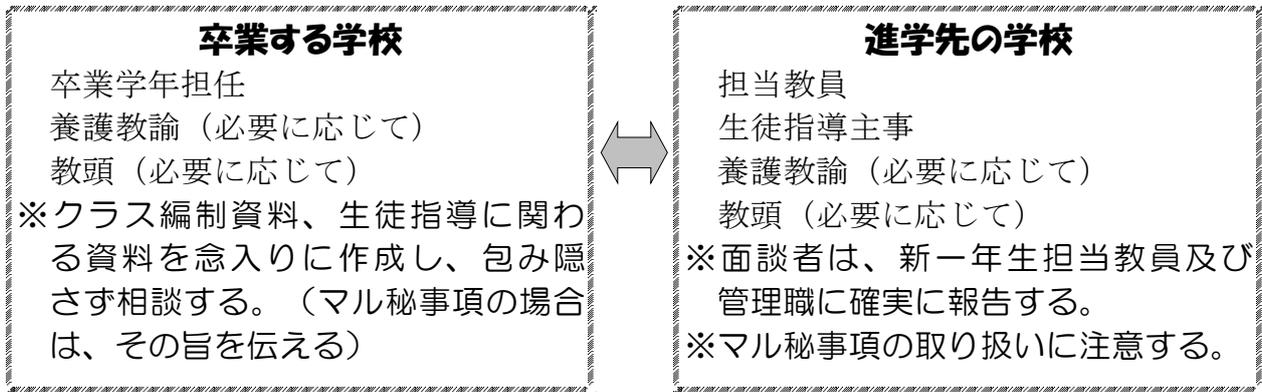
学校におけるいじめ防止等の対策のための役割分担

職	役 割	具体的な内容
校 長	○いじめ対策全体指揮	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを許さない方針の決定 ・教職員の人権意識の醸成 ・教職員への指示・指導・対策の決定
教 頭 ※教育相談コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> ○風通しのよい職員室づくり ○危機管理マニュアルの作成 ○外部との連携・協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権意識の高い職場づくり ・校長の方針を受けて、教職員の協同実践に向けての指導 ・外部団体・専門機関との連携 ・情報の収集や発信の窓口
生徒指導主事	<ul style="list-style-type: none"> ○調査・アンケート等の指示 ○日々の情報収集 ○生徒指導校内研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ、生活アンケート、面接週間等の計画・実施、情報の整理 ・タイムリーな生徒指導 ・ケース会議の提案、進行 ・生徒指導日誌の記録 ・いじめに関する研修会の企画・運営
教務主任	○いじめ対策・人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・人権やいじめ防止に関する道徳の時間の設定・位置付け
養護教諭	○要配慮児童の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室によく来る児童や気になる児童の情報提供
学年主任・担任	<ul style="list-style-type: none"> ○人権意識の高い、温かい学年・学級づくり ○学習規律の徹底と分かる授業・楽しい授業づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己肯定感・居場所のある学年・学級づくり ・日記や連絡帳・アンケート等による情報収集
関係教員	○いじめ・からかいを許さない全校体制での学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・温かい声かけ・毅然とした指導 ・情報提供
SC・SSW等	<ul style="list-style-type: none"> ○相談 ○情報提供 ○コンサルテーション 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童や教職員・保護者との面談 ・必要な情報の提供 ・生徒指導小委員会等でのコンサルテーション ・外部機関等の連携

6 進学・進級の際の学校間・教師間の連携

(1) 進学の場合

中学校におけるいじめは、小学校時代からのいじめが継続していたり、小学校における人間関係のトラブルに起因したりする場合があります。卒業、進学にあたり卒業する学校と進学先の学校の関係者が、きめ細かな連携を図るとともにそれぞれの学校で校内体制を確立して、いじめ〇を目指します。



希望をもって卒業

- ・新しい学校生活へ明るい展望を抱かせ、希望や安心感をもって卒業させる。

安心感をもって入学

- ・定期的に教育相談を行い、新しい生活への適応を図る。

<体制づくり>

- ・進学先の学校へ情報提供を行い、ともに考える場を設ける。また、卒業後も定期的に進学先の学校と情報交換を行う。
- ・卒業後も見守っていくことを児童や保護者に伝える。
- ・児童や保護者に不安がある場合は、進学先の学校へ連絡しておくことを伝える。
- ・クラス編制等に配慮する。

- ・校内において情報を共有化し、共通理解を図る。
- ・見守る体制づくりと継続的な観察を行う。
- ・状況に応じて、入学後の支援体制を説明し、安心感を与える。
- ・保護者に不安がある場合は、保護者面談を実施する。
- ・クラス編制等に配慮する。

また、以下の点に留意し、日頃から異校種間の連携を深め、入学時の心理的な負担を軽減し、進学先の学校で適応できるようにすることが大切である。

- 新しい環境での友達、先輩、教師との人間関係が、入学時の大きな不安になっている。発達段階に応じた「人間関係づくり」に視点を当てた連携が大切である。
- 教師が把握している以上に、学習上や生活上の相違に不安を感じている。教科指導や生徒指導の連絡会を設けるなど、適切な情報交換に努めることが大切である。
- 入学前の計画的な生徒間の交流活動や入学後の丁寧なオリエンテーションは、入学時の「不安」「戸惑い」を軽減するうえで有効であり、より工夫された取組が求められる。

(2) 進級の場合

- ① 4月当初の職員会議で、過去にいじめにあった児童、いじめた児童等の現状と留意事項等について共通理解を図る。
- ② 詳細については、前担任（異動でない場合は教頭、生徒指導主事や引き継ぎ者の教員）とこれまでの経緯、面談時の留意事項等について引き継ぎを行う。
- ③ 管理職は、学校保管の面談資料ファイル等に目を通して、実態把握と留意事項について確認する。

7 重大事態への対処

- 学校からの報告等で重大事態と判断した場合は、「黒部市生徒指導対策会議」を開催します。
- 当該重大事案に係る調査を行うための組織を速やかに設けます。
- 毎月の「各校のいじめ認知の状況」について、教育委員に報告します。

(1) 重大事態の例

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ 欠席の理由が「いじめが要因ではないか」と思われ、欠席日数が30日以上となった場合（この日数は目安である。児童生徒が一定期間連続して欠席をしている場合も重大事態と判断する）
- ⑥ 児童生徒や保護者から重大事態に至ったという申し出があった場合

☆ 生命・心身・財産重大事態（法第28条 第1項 第1号）

◎ 下記は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ② 心身に重大な被害を負った場合
 - リストカットなどの自傷行為を行った。
 - 暴行を受け、骨折した。
 - 投げ飛ばされ脳震盪となった。
 - 殴られて歯が折れた。
 - カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。
 - 心的外傷後ストレス障害と診断された。
 - 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
 - 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
 - わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合

- 複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
- スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- ④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
 - 欠席が続き(重大事態の目安である30日には達していない)当該校へは復帰ができないと判断し、転学(退学等も含む)した。(転学・退学するほど精神的苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当する)

☆ 不登校重大事態（法第28条 第1項第2号）

欠席日数が年間30日であることを目安としている。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にもかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(2) 重大事態に係る調査の指針(概要)

—詳細は、平成28年3月 不登校重大事態に係る調査の指針（文部科学省初等中等局）を参照—

○ 学校の対応

流れ	内容
<p>欠席開始</p> <p>※ 重大事態に該当すると「認める」とは、「考える」「判断する」の意であり、「確認する」「肯認する」といった意味ではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・月3日の欠席で家庭訪問等を実施し、児童生徒及び保護者面談から状況・理由等を聴取する。 ・学校は欠席30日になる前から<u>準備作業</u>に取りかかる。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>準備作業の確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①実施済みのアンケート調査 ②関係児童生徒からの聴取・確認 ③指導記録の記載内容の確認など </div>
<p>市町村教委に相談</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該生徒及び保護者への聴取が終わった時点で、「いじめが関係しているのではないか」と学校が判断した場合は相談し、情報共有を図る。 ・学校は重大事態に至る相当前から調査を行い、欠席が30日に達する前後の段階でいじめを受けたとされる児童生徒及び保護者に説明できるよう準備をしておく。
<p>重大事態発生と判断</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校は、不登校重大事態と判断したときは、7日以内に黒部市教育委員会に報告する。（様式1） ・<u>生命心身財産重大事態と判断したときは、直ちに黒部市教育委員会に報告する。</u>

○市教育委員会の対応

<p>重大事態の報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市長に報告する。（口頭ではなく書面が望ましい） ・教育委員に説明する。 ・対処方針を決定する際は、<u>教育委員会会議を招集</u>する。 <p>※教育委員会会議とは、いじめ防止対策推進法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関などを想定している。</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>会議での配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報が多く含まれているので、会議を一部非公開にしたり、資料から個人情報を除いたりする。 </div>
<p>調査主体の決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会が、調査主体を市町村教育委員会にするか、学校にするかを決定する。 ・原則、学校の調査組織で行う。 <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>市町村教育委員会が行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校と保護者との関係が深刻化して関係修復が難しい場合 ・学校の負担が過大で調査を実施することにより学校の教育活動に支障が生じる恐れのある場合 等 </div>

○調査の主体（市教育委員会または学校）の対応

<p>調査の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児童生徒、保護者、教職員、関係する児童生徒への聴取による調査をする。 <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>聴取事項 ーいじめの行為についてー</p> <p>①いつ頃から②誰から③態様④背景事情や人間関係⑤指導経緯、事実関係等 可能な限り網羅的に調査記録</p> </div> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>留意事項(詳細は不登校重大事態に係る調査の指針P5・6)</p> <p>① 基本姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象児童生徒に対して 徹底して守り通すことを教職員が言葉と態度で示す。 ○いじめを行った児童生徒に対して 行動の背景に目を向けるなど教育的配慮の下で指導する。 <p>② <u>対象児童生徒からの聴取にこだわらない</u></p> <p>③ 方法の工夫(オープンな質問等)</p> <p>④ 聴取環境や時間帯への配慮</p> <p>⑤ 報告・記録の重要性</p> <p>⑥ 重大事態に関する教職員の意識啓発</p> <p>⑦ 資料の保管</p> </div>
<p>調査結果の 取りまとめ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・様式2を参考に調査報告書を作成する。 <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象児童生徒への聴取を申し入れたものの、実施できなかった場合は、その旨を書面上明示しておく。 </div>

<p>児童生徒・ 保護者への情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児童生徒とその保護者に情報提供する。 (提供の留意事項については、「いじめ防止等のための基本的な方針 P32を参照のこと」)※適時、適切な方法で提供する。 ・いじめをしていた児童生徒とその保護者に情報提供し、家庭と連携して指導する。
<p>市町村長へ報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・書面をもって報告する。 ・教育委員会会議で説明する。 ・再調査が必要な場合は、市町村長が指示する。
<p>支 援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>児童生徒の学校復帰への支援と再発防止を目的として、支援を継続する。</u>

(様式1)

令和 年 月 日

黒部市教育委員会
教育長 殿

黒部市立〇〇学校
校長 〇 〇 〇 〇 印

いじめ重大事態発生報告書

重大事態の種類（該当するもの全てにチェックを入れる）

いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた

（いじめの態様 生命 身体 精神 金品等 ※いずれかにチェックを）

いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

1 被害児童生徒について	学校名		
	学年・学級		
	ふりがな 児童生徒氏名		性別
	生年月日・年齢	平成 年 月 日生 (歳)	
	住所		
	保護者氏名		
2 加害児童生徒について ※ 加害者が3名以上いる場合は、行数を増やす。	学校名		
	学年・学級		
	ふりがな 児童生徒氏名		
	生年月日・年齢	平成 年 月 日生(歳)	平成 年 月 日生(歳)
	住所		
	保護者氏名		
3 いじめの行為の状況	・発生日、いじめの行為の態様・具体的な行為等について記載。		
4 報告の時点における対象児童生徒の状況	被害児童生徒 (欠席の状況)		
	加害児童生徒		
5 重大事態に該当すると判断した根拠			

(1) 報告時期等

- ・本書での報告は、重大事態が発生したと判断した後「直ちに」（基本方針）行う。
- ・不登校重大事態の場合は7日以内に行うことが望ましい。（5に欠席日数を記入）

(2) その他

- ・市町村教育委員会は、教育事務所へ写しを2部送付、事務所は県教委へ1部送付する。

いじめ重大事態調査報告（例）

黒部市立〇〇学校

※以下の項目を参考に報告書を作成する（罫線によって分けしなくても構わない）

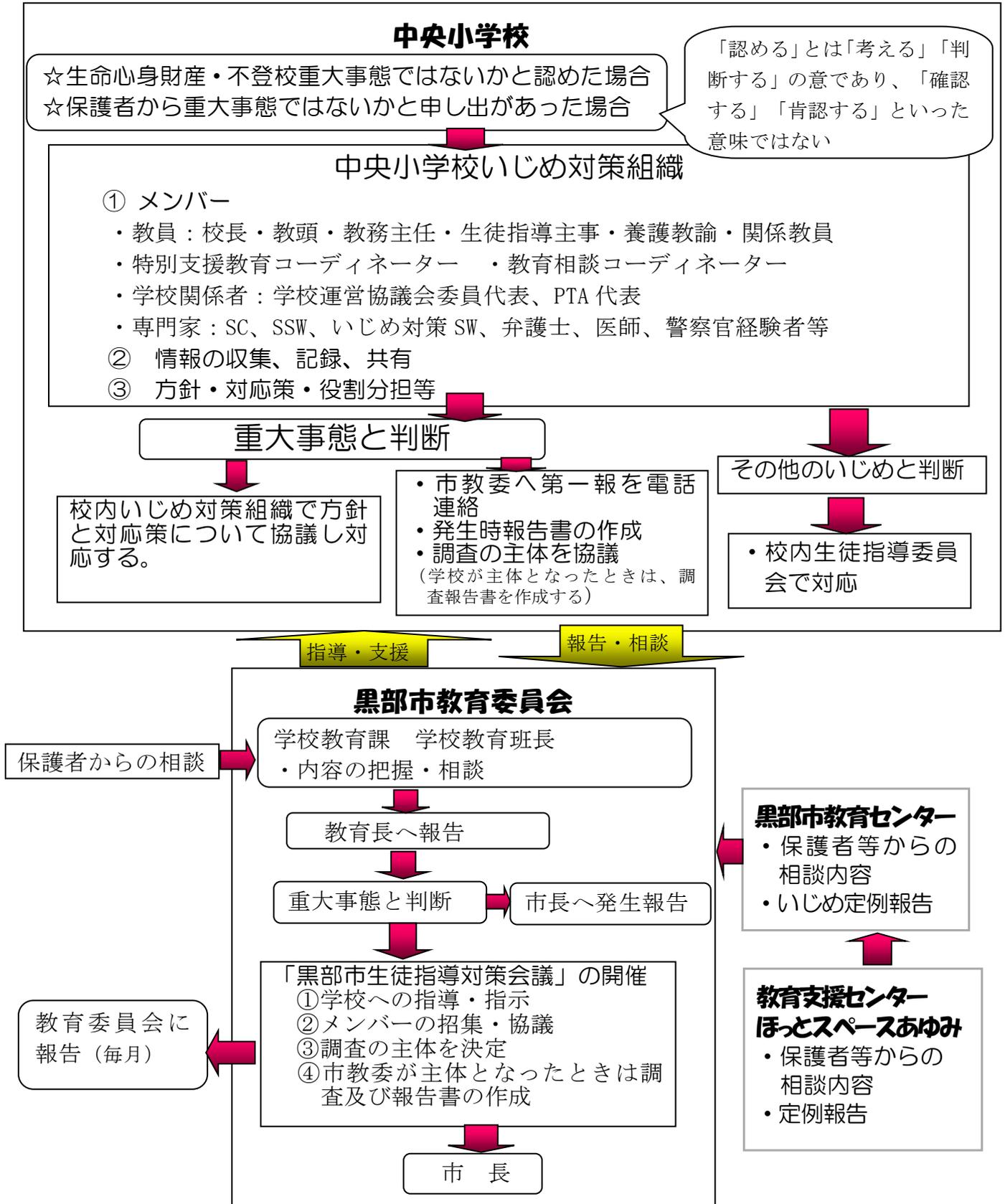
1 重大事態の対象となる行為の概要	・発生年月日、いじめの行為の態様・具体的な行為等について記載 （発生報告書に記載した内容をもとに、調査対象の事態の内容が分かるように記載する）			
2 対象児童生徒について	学校名			
	学年・学級			
	ふりがな 児童生徒氏名	性別		
	生年月日・年齢	平成 年 月 日生(歳)		
	住所			
	保護者氏名			
	その他 ※報告時の欠席の状況など	※不登校重大事態の場合は欠席期間や日数を記載		
3 加害児童生徒について ※ 加害者が3名以上いる場合は、行数を増やす。	学校名			
	学年・学級			
	ふりがな 児童生徒氏名			
	生年月日・年齢	平成 年 月 日生(歳)		平成 年 月 日生(歳)
	住所			
	保護者氏名			
4 調査の概要	調査期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
	調査組織及び 構成員			
	調査方法			
	外部専門家が 調査に参加した場合は当該 専門家の属性			

5 調査内容 ※ 当該児童生徒に多くの行為があった場合は、行数を増やす。	①行為Aについて	
	②行為Bについて	
	③行為Cについて	
	④行為Dについて	
	※ 対象児童生徒・保護者、教職員、関係する児童生徒・保護者からの聴取等に基づき、いつ、どこで誰がどのような行為を誰に対して行ったとの事実を確定したかを根拠とともに時系列で記載。 ※ 学校の対応や指導についても時系列で記載。	
	⑤その他（家庭環境等）	
	⑥調査結果のまとめ（いじめに当たるかどうか、調査組織の所見含む）	
6 今後の対象児童生徒及び関係する児童生徒への支援方法		
7 今後の当該校におけるいじめ対策に関する校長（又は設置者）の所見		

○ 報告

- ・ 学校が調査した場合：学校→市町村教育委員会(写)→地方公共団体の長(本書)
- ・ 市町村教育委員会が調査した場合：地方公共団体の長(本書)、学校へ写しを送付する。
- ・ 市町村教育委員会は、教育事務所へ写しを2部送付、事務所は県教委へ1部送付する。

☆ 重大事態発生時の対応図



次の場合が考えられるため、黒部市教育委員会との連絡・相談を密にして対処する

- ① 学校が重大事態と判断し、黒部市教育委員会も重大事態と判断する場合
- ② 学校が重大事態と判断せず、黒部市教育委員会が重大事態と判断する場合

8 黒部市生徒指導対策会議について

1 趣旨

黒部市生徒指導対策会議（以下、会議）は、市内でいじめの重大事態が発生した場合に、教育委員会事務局と当該学校が連携して対応するため、又は会議で決定した方針等に基づき指導・助言を行うために設置する。

2 開催

- (1) 会議は、市内でいじめの重大事態が発生した場合に開催する。
- (2) 会議は、教育長が招集する。

3 委員

- (1) 会議の委員は、次に掲げるものとし、教育委員会が委嘱する。
 - ・人権擁護委員
 - ・有識者
 - ・法務局
 - ・黒部市スクールソーシャルワーカー
 - ・教育長職務代理者
 - ・教育長
- (2) 委員の任期は、1年とする。
- (3) 会議には、代表を置く。

4 業務内容

- (1) 会議の委員は、教育委員会のいじめに関する調査、対応の方針・方策、および再発防止に関する事等の諮問に応じて意見を述べ、協議する。
- (2) 教育委員会事務局は、会議での決定事項を基に、学校と連携して調査・対応にあたりるとともに、その取組状況等に係る書類、および報告書を作成する。
- (3) 教育委員会事務局は、マスコミ等に対応する。
- (4) 教育長は、次のことを市長に報告する。
 - ・いじめ重大事態の発生
 - ・黒部市生徒指導対策会議で協議した結果
 - ・対応
 - ・調査結果 等

5 報償

- (1) 人権擁護委員及び有識者
 - ・年額 5,000 円を交通費として支給する。

6 その他

- ・会議には、事務局をおく。
- ・会議で協議した内容で、個人情報に係ることは、守秘義務とする。

9 附則

- 平成 26 年 3 月 24 日策定
- 平成 26 年 4 月 1 日施行
- 平成 29 年 4 月 1 日施行
- 令和 6 年 4 月 1 日施行
- 実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを図ります。